



厚生労働省発基1022第1号

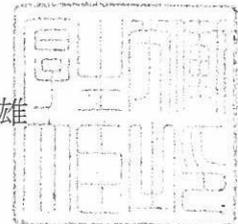
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年10月22日

厚生労働大臣 三井 辨雄



別紙

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 退職届等の記載事項追加

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が、被共済者に対して、直接、退職金の請求勧奨及び手帳更新の注意喚起を確実に進めるようにするため、以下の措置を講ずるものとする。

一 一般の中小企業退職金共済制度において、被共済者が退職した時に、共済契約者が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に提出する退職届に記載すべき事項として、被共済者の「住所」を追加するものとする。

二 特定業種退職金共済制度において、共済契約者が、被共済者の新規加入時及び手帳更新時に、機構に対して提出する退職金共済手帳交付申請書に記載すべき事項として、被共済者の「住所」を追加するものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十五年一月一日から施行するものとする。

